

寒河江市市税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

寒河江市長 佐藤 洋 樹

寒河江市規則第14号

寒河江市市税規則の一部を改正する規則

寒河江市市税規則（昭和45年市規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第5中

「

41	過誤納金還付（充当） 通知書	第11条
----	-------------------	------

」を

「

41	過誤納金還付（充当等） 通知書	第11条
----	--------------------	------

」に、

「

65	市民税・県民税納税通知書	法第43条及び第319条の2
66	市民税・県民税額変更通知書	第20条

」を

「

65	市民税・県民税・森林環境税納税通知書	法第43条、第319条及び第319条の2
66	市民税・県民税・森林環境税額変更通知書	第20条

」に、

「

70	市民税・県民税納入書	条例第38条
----	------------	--------

」を

「

70	市民税・県民税・森林環境税納入書	条例第38条
----	------------------	--------

」に、

「

78	市民税減免申請書	条例第42条第2項
79	市民税減免通知書	第18条第2項

」を

「

78	市民税・県民税減免申請書 森林環境税免除申請書	条例第42条第2項、 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令（令和4年政令第300号）第3条
79	市民税・県民税減免通知書 森林環境税免除通知書	第18条第2項

」に

改める。

第41号様式を次のように改める。

第65号様式及び第66号様式を次のように改める。

第65号様式

表

年度 市民税・県民税・森林環境税 納税通知書				あなたの税額を決定したので、地方税法第41条、第319条、第319条の2及び第321条の7の5の規定によって通知します。			
住所 氏名 様				通知書番号			
				年 税 額		円	
行政区 世帯番号 宛名番号 年度				内給与特別徴収税額		円	
				内公的年金特別徴収税額		円	
				内普通徴収税額		円	
振替口座				金融機関			
				種 別		口座番号	
年 月 日 山形県寒河江市長 氏 名 〇							
普通徴収の方法により、徴収する額の各納期の納付額及び納期限							
期 別	普通徴収税額						
納 期 限							
税 額	円	円	円	円	円	円	円
充当額又は委託納付額	円	円	円	円	円	円	円
差 引 納 付 額	円	円	円	円	円	円	円
上記のとおり、各納期限までに納めてください。振替口座を登録している場合は、各納期限に振替になります。							

公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額及び徴収月				公的年金からの特別徴収の方法によって徴収する額については、公的年金の支払の際に、下記の公的年金からその支払者が徴収します。											
あなたが昨年度から引き続き公的年金からの特別徴収の対象者である場合は、昨年度の通知書において通知した次の額を、特別徴収の方法によって徴収します。				特別徴収対象年金											
				特別徴収義務者											
				徴 収 月		仮特別徴収税額									
年 月		円													
年 月		円													
年 月		円													
あなたが本年度において公的年金からの特別徴収の対象者であり、かつ、来年度も引き続き公的年金の支払を受ける場合は、公的年金の支払者が次の額を特別徴収の方法によって徴収することになりますので、地方税法第321条の7の8の規定によって通知します。				徴 収 月		特別徴収税額									
				年 月		円									
				年 月		円									
				年 月		円									
				年 月		円									
市民税・県民税・森林環境税 決定の明細				徴 収 月		仮特別徴収税額（予定）									
				年 月		円									
				年 月		円									
				年 月		円									
				年 月		円									
				課税標準額				総 所 得				この税の賦課の 根拠となった法 令等は裏面をご 覧ください。			
								分離短期譲渡		円					
								分離長期譲渡		円					
								分離その他		円					
								税				区 分		市 民 税	
総 所 得		円										円			
分離短期譲渡		円										円			
分離長期譲渡		円										円			
分離その他		円										円			
調整控除額		円										円			
税額控除額		円		円											
<small>（収入控除額、非課税所得等）</small>		円		円											
差引所得割額		円		円											
均等割額		円		円											
額				森林環境税(国税)		円									
				年 税 額		円									
				摘 要											
				<small>※の内所得割より控除 することができなかった額</small>											

市民税・県民税・森林環境税について

1 課税の根拠(地方税法§24・§39・§294・§318、§319、市税条例§12、県税条例§29、やまがた緑環境税条例§3)

年1月1日現在で寒河江市に住所を有する個人、及び市内に住所はないが事務所、事業所又は家屋敷を有する個人に市民税が課されます。森林環境税は、1月1日現在市内に住所を有する個人に課税されます。

2 納期限までに納付されなかった場合

(1) 納期限の翌日から納付までの期間の日数に応じ、年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3%)の割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。))が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)とします。)で計算した額の延滞金がかかります。

(2) 督促状を発送されますと、督促手数料(1通につき70円)が徴収されます。

(3) 督促状を受けた日から、10日を経過する日までに完納されないときは、滞納処分を受けることになります。

3 計算方法

4 徴収方法

特別徴収の方法によって徴収されないこととなった額がある場合においては、その額は普通徴収の方法によって徴収されることになります。

5 審査請求及び取消訴訟

(1) この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

(2) 上記(1)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、寒河江市を被告として(訴訟において寒河江市を代表する者は寒河江市長になります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

①審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。

②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

6 税の減免

生活のため公私の扶助を受ける者、災害などの理由により減免を受けようとする場合は、内容を証明する書類を添付して、納期限の7日前までに市長に提出してください。

7 納付場所

市会計課、山形銀行、荘内銀行、きらやか銀行、山形信用金庫、山形中央信用組合、東北労働金庫及びびがえ西村山農業協同組合、全国の地方税統一QRコード対応金融機関
地銀ネットワークサービス株式会社が提携する全国の下記コンビニエンスストア(30万円が上限です)。

問い合わせ先一市役所税務課市民諸税係

第70号様式を次のように改める。

第70号様式

山形県 寒河江市	個人市民税 個人県民税 森林県民税 徴収配書 ㊟
市区町村コード	

山形県 寒河江市	個人市民税 個人県民税 森林県民税 納入書 ㊟
市区町村コード	

山形県 寒河江市	個人市民税 個人県民税 森林県民税 納入資産通知書 ㊟
市区町村コード	

口座番号	加入者名

口座番号	加入者名

口座番号	加入者名

納入金額	給与分 (一括徴収分を含む)	千	百	十	千	百	十	円
	退職所得分							
	雑所得金							
	償還手数料							
	合計額							

納入金額	給与分 (一括徴収分を含む)	千	百	十	千	百	十	円
	退職所得分							
	雑所得金							
	償還手数料							
	合計額							

納入金額	給与分 (一括徴収分を含む)	千	百	十	千	百	十	円
	退職所得分							
	雑所得金							
	償還手数料							
	合計額							

納期限	
特別徴収義務者	〒 住所又は所在地 氏名又は名称

納期限	
特別徴収義務者	〒 住所又は所在地 氏名又は名称

納期限	
特別徴収義務者	〒 住所又は所在地 氏名又は名称

上記のとおり徴収しました。

徴収目付印

(納入者保管)

上記のとおり納入します。

〔※〕

目 録

円

口

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

徴収目付印

(金融機関又は郵便局保管)

取りまとめ局

山形県寒河江郵便局

(〒922-1)

上記のとおり通知します。

(取りまとめ局)

〔受付店一山形銀行〕

寒河江中央支店一市

徴収目付印

(寒河江市保管)

第78号様式及び第79号様式を次のように改める。

第78号様式

	年度	個人・法人	納期限	減免・免除を受けようとする額	減免・免除後の額
<p>市民税・県民税減免申請書 森林環境税免除申請書</p>	年 月 日				
寒河江市長 氏 名様			申請者 _____ 住 所 _____ 氏 名 _____		
次のとおり市民税・県民税の減免および森林環境税の免除を受けたいので、市税条例第42条第2項および森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令の規定により申請します。					
年度	年度	個人・法人	納期限	減免・免除を受けようとする額	減免・免除後の額
税	額	円	-----	円	円
1	期		月 日		
2	期		月 日		
3	期		月 日		
4	期		月 日		
減免・免除を受けようとする理由	----- ----- ----- ----- -----				
摘要					

④ この申請書には減免・免除を受けようとする理由を証明する書類を添付して下さい。

市民税・県民税減免通知書
森林環境税免除通知書

第 号
年 月 日

_____様

寒河江市長 氏 名

年 月 日付で申請のあった市民税・県民税の減免および森林環境税の免除について次のとおり決定しましたので、市税規則第18条第2項の規定により通知します。

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、寒河江市を被告として（訴訟において寒河江市を代表する者は寒河江市長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

年度	年度	個人・法人	納期限	減免・免除額	納付すべき税額
税	額	円	月 日	円	円
1	期		月 日		
2	期		月 日		
3	期		月 日		
4	期		月 日		

(摘要)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。